

秋田市障がい福祉計画等策定に係るニーズ調査業務委託仕様書

1 業務名

秋田市障がい福祉計画等策定に係るニーズ調査業務

2 目的

第8期秋田市障がい福祉計画および第4期秋田市障がい児福祉計画の策定にあたり、今後の地域における障がい者等に必要なニーズの把握、分析を行う。

3 委託期間

契約締結日の翌日から令和8年2月28日までとする。

【調査時期】 令和7年10月～12月

4 支払条件

業務完了後、一括支払いとする。

5 調査対象者数

- (1) 身体障害者手帳、療育手帳および精神障害者保健福祉手帳所持者（以下、手帳所持者という。）：1,800人（無作為抽出による）
- (2) 特別支援学校高等部生徒：約250人

6 業務内容

(1) 調査票の印刷

ア 手帳所持者用調査票の調査項目は、50項目以内とする。

A4×23頁（両面印刷）、上質紙35kg、1色刷り、中綴じ

イ 特別支援学校高等部生徒用調査票の調査項目は、30項目以内とする。

A4×11頁（両面印刷）、上質紙35kg、1色刷り、中綴じ

(2) 関連印刷物の作成

調査票の配布用封筒および返信用封筒を作成する。

なお、返信用封筒は料金受取人払いとするなど、通信費は受託者負担とする。

【仕様】

配布用封筒：角2、クラフト70kg、ファインタック付き、1色刷り

返信用封筒：長 3、クラフト 70 kg、ファインタック付き、1 色刷り

(3) 宛名ラベルの貼付

手帳所持者用の封筒には、市が提供する調査用の宛名ラベルを貼付する。特別支援学校高等部生徒用の封筒には、「特別支援学校高等部生徒 様」と印字する。

(4) 封入封緘作業および郵送

配布用封筒に調査票と返信用封筒を封入封緘する。手帳所持者用は宛名ラベル記載の住所に発送する。特別支援学校高等部生徒用は、次の特別支援学校に搬入する。いずれもかかる費用は受託者負担とする。

【特別支援学校】

秋田県立視覚支援学校、秋田県立聴覚支援学校、秋田きらり支援学校、秋田県立支援学校天王みどり学園、秋田県立栗田支援学校、秋田大学教育文化学部附属特別支援学校

(5) 回答済み調査票の回収

回答済み調査票を回収し、開封する。かかる費用は受託者負担とする。

【仕様】 1, 230 件（回収率 60%を想定）

(6) 回答済み調査票の電算処理

ア 回収済み調査票のデータ入力を行う。

【仕様】 ベリファイ入力、1, 230 件（回収率 60%を想定）

イ 回答（結果）について、グラフおよび集計表を E x c e l で作成

(7) 調査結果データの分析

調査結果について、設問間のクロス集計表等を作成する。また、調査結果データの分析を行い、分析報告書を W o r d で作成する。

報告書の作成にあたっては、事前に市と協議を行い、あらかじめ受託者の仕様を示すとともに、市の要望を踏まえた内容とすること。

【仕様】 分析報告書 = A 4 × 100 頁程度

【掲載内容】

- ・ 調査の趣旨や調査対象者の属性等
- ・ 調査結果の概要、総括

- ・各項目毎の分析結果
- ・分析処理するための設定条件の解説
- ・調査票 など

(8) 成果品の納入

(6)の入力データおよび(7)の分析報告書を保存したCD-R（1枚）を納品する。

なお、成果品の著作権は、市に帰属するものとし、受託者は市の許可なく成果品を第三者に公表又は提供してはならない。

7 その他

- (1) 受託者は、本業務を遂行するにあたり、十分な知識と経験を有する者を配置し、的確かつ迅速に遂行するよう努めること。
- (2) 調査にあたっては、調査対象者のプライバシー保護に万全を期すとともに、個人情報その他業務上知り得た内容を第三者に漏らし、または公表してはならない。業務終了後においても同様とする。
- (3) 個人情報については、別記個人情報取扱特記事項を遵守するほか、業務の実施にあたっては個人情報保護対策を施した管理下（プライバシーマークを取得又はそれに準ずる管理体制）で行うこと。
- (4) 業務の遂行にあたっては、市の担当者と必要に応じて打合せを行い、十分な協議と確認のもとで進めることとする。
- (5) 打合せ等の出席にかかる交通費等の経費および資料作成等の経費は、本委託料に含むものとする。
- (6) 業務の実施にあたり、疑義が生じたときならびに本仕様書および関係法令等に記載のない事項については、市と受託者とが協議のうえ定める。
- (7) 受託者は、業務において回収した調査票を、業務完了後速やかに委託者に引き渡すものとする。